

## 意見書の要旨と県の検討結果

### 陸前高田都市計画道路の変更【岩手県決定】

番号	年月日	意見書の要旨	県の検討結果
1	H26.10.31	<p>○3・6・4号三本松相川線の変更案で計画されている今泉大橋（仮称）の位置について、変更前と比べ100メートル下流に南下しているが、下記の理由により、せめて変更前の位置に戻すこと。</p> <p>（理由）</p> <p>①今泉大橋（仮称）は被災した詔石橋（あつらいしばし）の復旧及び代替としての役割があり、変更前の架橋位置は震災後に下矢作地区住民との話し合いにより合意したものであること</p> <p>②詔石橋（あつらいしばし）は、昭和40年頃、通学路確保のため市と地域住民の合意により建設されたものであり、変更案の位置では中学生の通学路が大幅に迂回されること</p> <p>③詔石橋が矢作町嶋部地区及び下矢作地区と高田町を結ぶ唯一の橋であったため、今泉大橋（仮称）の位置が南下することにより、非常時に孤立の不安を抱えること</p> <p>④震災直後、気仙町から矢作町を経て、竹駒、高田町を繋ぐ唯一の道路となったこと等から、今後も気仙川右岸側の地区における防災上重要な役割を担う路線であること</p> <p>⑤国道343号から嶋部地区を経由して高田町とつながる市道今泉下矢作線が市中心部へより近くつながること</p> <p>⑥今泉大橋（仮称）から下流は約1キロの間に当該橋を含めて3橋となるのに対し、今泉大橋（仮称）から上流の廻館橋まで約1.5キロの間に橋が無いこと</p>	<p>本意見は、都市計画道路3・6・4号三本松相川線の変更に対する意見です。</p> <p>今回の変更は、漁業や農業の土地利用への配慮、気仙川の両岸で実施されている高田地区及び今泉地区の被災市街地復興土地区画整理事業との整合並びに気仙川の横断部における走行性及び安全性の向上等の観点から総合的に検討した結果、必要最小限のルート変更と判断したものです。</p> <p>なお、被災した詔石橋については、陸前高田市が復旧に向けて検討を進めており、国との協議において概ね了解を得ているところです。</p> <p>この件について、陸前高田市では住民説明会を開催し、今回の都市計画道路の変更について、出席者からの了承が得られたところです。</p>

番号	年月日	意見書の要旨	県の検討結果
2	H26. 11. 4	<p>○道の駅の店舗と駐車場の位置を気仙中学校の建物付近に建設することを提案する理由（効果）</p> <p>①津波等の被災時に橋に交通が集中し、逃げ遅れる事態を防ぐ</p> <p>②道の駅で働く市民の安心と安全</p> <p>③効率的な災害遺構へのアクセス</p> <p>○水門に歩道橋の機能を持たせる理由</p> <p>水門に川を渡れる歩道を設置すれば（道の駅）駐車場から一本松へのアクセスがより効率的となり、展望台としても機能し、避難タワーにもなる。</p>	<p>○道の駅の店舗と駐車場の位置について</p> <p>本意見は、道の駅の位置に関するご提案その他の意見であり、今回の都市計画変更に対する意見ではないと考えます。</p> <p>なお、道の駅の位置については、現在、高田松原津波復興祈念公園基本計画策定の検討の中で、国、県、市の三者で検討しているところです。</p> <p>○気仙川水門について</p> <p>本意見は、気仙川水門に関するご提案その他の意見であり、今回の都市計画変更に対する意見ではないと考えます。</p> <p>なお、当該水門（気仙川水門）には、管理上必要となる橋を設置予定ですが、橋の一般利用については、今後、関係機関と調整しながら検討していきます。</p>